

シニア人材を会社の力に!

70歳までの就業機会の確保に 取り組む企業を応援します。

令和3年4月より「70歳までの就業機会の確保」が努力義務となりました。

多様な働き方のニーズに対応するため

- ①定年の引き上げ : 65歳まで → 70歳までに拡大
- ②定年制の廃止 : これまでと同じ
- ③継続雇用制度の導入 : 65歳まで → 70歳までに拡大



雇用によらない働き方「創業支援等措置」として

《新設》④70歳まで継続的に 業務委託契約 を締結する制度

《新設》⑤70歳まで継続的に 社会貢献事業 に従事できる制度

①～⑤のいずれかの措置を講ずるよう努めることとされています。

上記④⑤創業支援等措置の
制度の内容・導入、就業規則の改正等について

社会保険労務士に

無料でご相談いただけます。



企業・高齢者双方に
メリットのある制度
作りを応援します!

※④又は⑤にあわせて①～③についてもご相談いただけます。

- ◆対象 創業支援等措置に関心をお持ちの企業・団体
- ◆相談料 無料
- ◆申込受付期間 令和6年4月1日～令和7年3月10日
ご相談は1事業主様2回まで（1回2時間程度）

ご相談のお申し込みは裏面をご覧ください

申込方法について

岡山県社会保険労務士会のホームページにアクセスいただき、登録フォームからお申込みいただくか、下記申込書にご記入のうえ、FAXでお申込みください。
なお、QRコードからも申込可能です。

◆**申込受付期間 令和6年4月1日～令和7年3月10日**
ご相談は1事業主様2回まで（1回2時間程度）

岡山県社会保険労務士会



高齢者就業確保措置に関する相談申込書

☎ FAX 086-226-0180

申込 年月日	年 月 日		
御社名		業種	
所在地			
TEL			
ご相談 される方	部署		
	役職・氏名		
	TEL		
ご希望の相談方法に☑願います。 <input type="checkbox"/> 御社へ訪問 <input type="checkbox"/> オンライン <input type="checkbox"/> 相談の上決定			
ご相談内容を具体的にご記入ください。			